

足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用に当たり、後見、保佐、又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担することが困難である者に対し、審判請求費用を助成することにより、成年後見制度の利用を促進することを目的とする。

(助成の範囲)

第2条 この要綱における助成は、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判請求に要する費用とする。

2 審判請求費用助成の範囲は、家庭裁判所に支払う収入印紙代（申立手数料及び後見登記手数料）、郵便切手代及び鑑定費用並びに診断書作成料に相当する費用とする。

(助成対象者)

第3条 この要綱における助成対象者は、本人及び配偶者又は四親等内の親族のうち、本人の後見等開始の審判請求を行うもの（以下「審判請求者」という。）で、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 審判請求者が本人の場合 アのいずれか、かつ、イのいずれかに該当する者
ア 住所要件

(ア) 足立区内に住所を有する者（足立区内の施設等への入所・入居等に伴い立区に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の実施機関が足立区以外の区市町村（長）となっているものを除く。）

(イ) 足立区内に住所を有しない者のうち、足立区外の施設等への入所・入居等に伴う足立区からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関又は障害者総合支援法の実施機関が足立区（長）となっている者

イ 経済要件

(ア) 生活保護法による保護を受けている者

(イ) 最新年度に係る住民税が非課税であり、審判請求費用を負担することが困難である者

(2) 審判請求者が親族の場合 審判請求を行う親族（以下「親族」という。）が、最新年度に係る住民税が非課税で審判請求費用を負担することが困難である者

であり、かつ、本人が前号ア（ア）又は（イ）に該当する者であること。

（助成金交付の申請等）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類を添えて、家庭裁判所に審判請求する前に、区長に対して申請を行うものとする。

（1） 審判請求者が本人の場合

- ア 生活保護受給証明書（生活保護受給者に限る。）
- イ 非課税証明書（最新年度分の証明書。生活保護受給者は除く。）
- ウ 資産状況が分かる通帳、預貯金証書等
- エ その他区長が必要と認める書類

（2） 審判請求者が親族の場合

- ア 当該審判請求者の非課税証明書（最新年度分の証明書）
- イ 本人との関係を示す戸籍謄本等
- ウ その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、決定内容を助成対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による決定を受けた助成対象者は、足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金請求書兼口座振替依頼書（第3号様式）により、区長に対して助成金の請求をするものとする。

4 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

（鑑定費用に係る助成金の申請等）

第5条 前条第2項の規定による決定を受けた者が審判請求を行った場合に、鑑定が必要となり、鑑定費用の助成を受けようとするときは、足立区成年後見支援事業審判請求費用（鑑定費用）助成金交付申請書（第4号様式）に家庭裁判所発行の保管金提出書（兼還付請求書）を添えて、区長に対して申請を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、足立区成年後見支援事業審判請求費用（鑑定費用）助成金交付・不交付決定通知書（第5号様式）により、決定内容を助成対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による決定を受けた助成対象者は、足立区成年後見支援事業審判請求費用（鑑定費用）助成金請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）により、区長に対して助成金の請求をするものとする。

4 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

（審判確定後の報告義務）

第6条 第4条第2項の規定による決定を受けた助成対象者は、審判確定後60日以内に、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 後見等開始審判書謄本の写し
 - (2) 成年後見用診断書作成に要した費用の領収書等
- 2 前条第2項の規定による決定を受けた助成対象者は、審判確定後60日以内に、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。この場合において、前項の規定により同項第1号に掲げる書類を提出したときは、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 後見等開始審判書謄本の写し
- (2) 家庭裁判所に鑑定費用を支払ったことが確認できる書類
(助成金額の確定)

第7条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告内容を審査し、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定する。

- 2 区長は、第4条第4項又は第5条第4項の規定に基づき交付された助成金の額が、前項の規定により確定した助成金の額に満たないときは、その金額との差額を支払うものとする。

(助成決定の取消し)

第8条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当していないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により交付決定の取消しをしたときは、助成対象者に対して、助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 区長は、第4条第4項又は第5条第4項の規定に基づき交付された助成金の額が、第7条第1項の規定により確定した助成金の額を超えているときは、期限を定めて、その金額との差額の返還を命じることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項は、別に定めるものとする。

付 則 (30足福高発第3275号 平成30年11月26日 区長決定)
(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に30足福高発第3273号 平成30年11月26日 区長決定により廃止した足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定

により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれにこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

付 則（4足福高発第4165号 令和5年3月15日 区長決定）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。